

Client Alert - Financial Sector

2023年9月号 (Vol.8)

<p>銀行・貸金</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果 (2) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表 (3) 2023 事務年度金融行政方針 (4) 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)」の意見募集 (5) 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案の公表 (6) 「貸金業者の広告に関する細則(案)」の公表 (7) 貸付型ファンドに関する Q&A の改訂
<p>保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等の公表 (2) 2023 事務年度金融行政方針の公表 (3) 金融庁の令和6年度税制改正要望の公表 (4) 経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテスト(2023年)の仕様書及びテンプレートの公表 (5) 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)」及び「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)」の意見募集 (6) 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針等を公表した金融事業者リスト(令和5年6月末時点)及び投資信託・外貨建保険の共通 KPI に関する分析(令和5年3月末基準)の掲載 (7) 保険会社における障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果の公表
<p>証券(一種、二種、金融仲介)</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 2023 事務年度金融行政方針の公表 (2) 「令和5事務年度 証券モニタリング基本方針」の公表 (3) 令和5年版「証券モニタリング概要・事例集」の公表 (4) 特別金融商品取引業者に係る「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表 (5) 日証協・資産流動化債権に関する「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の一部改正
<p>アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表 (2) 2023 事務年度金融行政方針の公表 (3) 金融庁「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表

Client Alert - Financial Sector

バンキング、ストラクチャードファイナンス	(1) 「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」において重視されているファイナンス手法
資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業	(1) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果
暗号資産交換業・ステーブルコイン	(1) 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」等の一部改正（案）の公表について
データ・セキュリティ	(1) 経済産業省：「ソフトウェア管理に向けた SBOM（Software Bill of Materials）の導入に関する手引」の策定 (2) 個人情報保護委員会：「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集
サステナビリティ	(1) IOSCO による ISSB のサステナビリティ関連財務情報開示基準のエンドースメント (2) ISSB による「アジェンダの優先度に関する協議」 (3) ブルーボンドに関する国際的ガイダンスの公表

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクターに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2023 年 9 月号（Vol.8）を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 銀行・貸金

(1) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果

金融庁は、2023 年 8 月 9 日に、[「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果](#)を公表しました。

銀行について、特定社会基盤事業者の指定基準である預金残高及び預金口座は、国内における預金残高及び預金口座に必ずしも限定されず、海外支店の残高や口座数も考慮され得る旨の回答がされています。また、国内に本拠地を有しない事業者であることのみをもって、指定基準に該当する者を指定しないこととするものではないとの回答もされています。

Client Alert - Financial Sector

(2) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表

金融庁は、2023年9月15日、金融分野に係る構成設備・重要維持管理等の内容や、特定重要設備¹の導入を行う場合又は他の事業者へ委託して特定重要設備の維持管理等を行わせる場合の届出事項等に係る手続きを定めるため、[「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」](#)等を公表しました。

導入等計画書²に記載すべき供給者に関する事項として、供給者の5%以上の株主の情報、役員の情報、売上のうち同一の国又は地域の政府等との取引が25%以上である場合の情報等を含めること、特定妨害行為³の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として、構成設備（業務アプリケーション、オペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバーその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち業務の運営のために特に必要なもの）の種類、名称及び機能、供給者に関する情報等を含めることが提案されています。

(3) 2023 事務年度金融行政方針

金融庁は、2023年8月29日、[2023 事務年度の「金融行政方針」](#)を公表しました。

主要行等については、ネット専業銀行等について流動性リスク管理態勢に係るモニタリングを行うこととされています。地域金融機関については、LBO ローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングしていくこととされています。

(4) 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（案）の意見募集

金融庁は、2023年9月4日、[「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（案）](#)を公表しました。

¹ 特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいいます（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 50 条 1 項）。

² 特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書をいいます（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 52 条 1 項）。

³ 特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいいます（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 52 条 2 項 2 号ハ）。

Client Alert - Financial Sector

合理的配慮の例として、視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、障害のある顧客が使いやすいATMとして音声案内兼操作用ハンドセットを装備すること、ATMの操作が困難な顧客を窓口へ誘導する場合に、振込手数料をATM利用時と同等に減額すること等を示すことが提案されています。

(5) 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案の公表

金融庁は、2023年8月31日に、[「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案](#)を公表しました。

銀行が特定の営業所について本来の休日以外の日を休日とする場合には、当該営業所の店頭に掲示することのほか、インターネットにおいても公表することが提案されています。

(6) 「貸金業者の広告に関する細則」(案)の公表

日本貸金業協会は、2023年9月13日に、[「貸金業者の広告に関する細則」\(案\)](#)を公表しました。

バナー広告に貸付条件に係る事項の一部を表示する場合であっても、一体性を確保するための措置を講じた上で誘導先のページで貸付条件の全てを記載することが提案されている一方、「短期間限定金利キャンペーン」(期間及び対象となる条件、貸付けの利率を表示する場合を除く)「おまとめ」「安心」「業界No.1金利」を不適切な表現として例示することが提案されており、2023年9月26日まで意見募集を行っています。

(7) 貸付型ファンドに関するQ&Aの改訂

日本貸金業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、2023年8月4日、[「貸付型ファンドに関するQ&A」](#)を改訂しました。

[2023年6月19日の金融庁のノーアクションレター回答](#)を踏まえ、貸付型ファンドにつき投資事業有限責任組合契約による場合の契約に規定すべき事項等が追加されています。

Client Alert - Financial Sector

(以上、2. 銀行・貸金について)

カウンセラー 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

3. 保険

(1) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等の公表

金融庁は、2023年8月9日、「[経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令\(案\)](#)」等に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。

本内閣府令案では、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律43号）の一部の施行に伴い、金融分野に係る特定重要設備の内容、特定社会基盤事業者の指定基準、指定通知書の様式等の特定社会基盤事業者の指定等に係る手続きが定められています。保険業においては、特定重要設備として、保険金の支払い又は損害の填補に係る業務の提供を行うために不可欠な業務に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとされています。

特定社会基盤事業者の指定基準について、保険業に関する部分についての内閣府令案が修正され、指定基準を定めた2条5号イについて、保険金等支払金の額から解約返戻金及びその他返戻金の額が除外され、それに伴い金額基準が「一兆円以上」に引き下げられています（[パブリックコメント](#) 16番参照）。

(2) 2023 事務年度金融行政方針の公表

金融庁は、2023年8月29日、2023事務年度の金融行政における重点課題及び金融行政に取り組む上の方針を、「[金融行政方針](#)」として策定し公表しています。

業種別モニタリング方針では、保険会社について、①法令遵守や保険契約者の保護の重要性、保険代理店との適切な関係の構築、管理、②持続可能なビジネスモデルの構築、③グループ・グローバルなガバナンスの高度化、④財務の健全性のモニタリング及び経済価値ベースのソルベンシー規制、⑤自然災害への対応、⑥営業職員管理態勢の高度化、⑦少額短期保険事業者のモニタリングの高度化等の視点が示されています。

こうした視点は、基本的には、2023年6月30日に公表された「[保険モニタリングレポート](#)」において示された視点と基本的に共通します。

Client Alert - Financial Sector

(3) 金融庁の令和6年度税制改正要望の公表

金融庁は、2023年8月31日、[税制改正要望](#)を取りまとめ公表しています。

生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割の大きさを踏まえ、生命保険料控除制度の拡充を要望しています。具体的には、扶養する子どもがいる場合、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除ごとの控除限度額を引き上げるとともに、所得税についての全体での所得控除限度額を16万円に引き上げる要望がされています。また、扶養する子どもがいない場合でも、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除ごとの控除限度額を引き上げ、所得税についての全体での所得控除限度額を14万円に引き上げる要望がされています。

このほか、死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げ、保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持が要望されています。

(4) 経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテスト(2023年)の仕様書及びテンプレートの公表

金融庁は、[「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」](#)における議論や[「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況」](#)等を踏まえ、全保険会社を対象に経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストを実施するとしています。金融庁は、2023年8月31日、[経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテスト\(2023年\)の仕様書及びテンプレート](#)を公表しています。

(5) 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(案)及び「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案)の意見募集

金融庁は、2023年9月4日、同年3月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(令和5年3月14日閣議決定)も鑑み、金融庁所管分野における対応方針及び対応要領を改正する上での参考とするため、意見を募集しています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が2021年に改正され、事業者における合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へ改められたこと等を踏まえ、対応指針に基づき、合理的配慮の必要性につき一層認識を深めることが求められるとされています。対応要領においては、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例が加筆されるとともに、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例が追加されています。合理的配慮についても、合理的配慮に当たり得る例の加筆とともに、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例が追加されています。合理的配慮の提供

Client Alert - Financial Sector

義務違反に該当すると考えられる例として、「電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること」が挙げられています。保険契約者からの電話のみで手続可能等としている場合には、代替措置の検討が必要になると考えられます。

対応方針案及び対応要領案について、10月4日17時まで意見が募集されています。

(6) 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針等を公表した金融事業者リスト（令和5年6月末時点）及び投資信託・外貨建保険の共通 KPI に関する分析（令和5年3月末基準）の掲載

金融庁は、2023年9月8日、同年6月30日までに金融事業者から報告があった内容に基づき、[「金融事業者リスト」](#)及び[「投資信託・外貨建保険の共通 KPI」](#)を公表しています。

外貨建保険の共通 KPI のうち運用評価別顧客比率について、2022年3月時点で運用評価率がプラスとなっている割合が約7割であった一方、2023年7月末時点では、新規契約増による契約初期費用増の影響、円安の進行による解約増及び海外金利上昇による市場価格調整等により約4割に下落したとのことです。外貨建保険のコスト・リターンについては、外国為替や海外金利の変動を背景とした新規契約増及び解約増を受け、2022年3月末時点と比較して、コストとリターンともに下落が見られたとのことです。

(7) 保険会社における障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果の公表

金融庁は、生命保険会社42社及び損害保険会社のうち個人保険を取り扱う33社に対して、2023年3月末時点での障がい者等に配慮した取組み状況についてアンケート調査を行い、その[結果](#)を2023年9月13日公表しています。

自筆困難者、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的・精神・発達障がい者に大別し、それぞれについて内部規程の整備状況、各対応状況が集計されています。昨年と比較して内部規程を整備している保険会社の割合が上昇しています。

Client Alert - Financial Sector

(以上、3. 保険について)

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuoyoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

4. 証券（一種、二種、金融仲介）

(1) 2023 事務年度金融行政方針の公表

金融庁は、2023 年 8 月 29 日、2023 事務年度の金融行政における重点課題及び金融行政に取り組む上の方針を、「[金融行政方針](#)」として策定し、公表しました。

証券業界との関係では、2022 事務年度の金融行政方針から引き続き、資産運用立国の実現に向けた取組みとして、「新しい NISA 制度の普及・活用促進」、「金融経済教育の充実化」、金融資本市場の活性化に向けた取組みとして、「スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化」等が掲げられています。

また、2023 事務年度からは、これらに加えて「コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実」及び「サステナブルファイナンスの推進」等についてさらに具体的な取組みが掲げられているほか、「市場に対する信頼の確保」等の新しい方針も挙げられています。

このうち、「サステナブルファイナンスの推進」に関しては、企業のサステナビリティ開示の充実、GX の実演に向けた産業・金融の対話の促進、サステナビリティデータの集約、インパクト投資の推進、ESG 投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等、昨年と比べてもより具体的な取り組みの推進が掲げられています。

業種別モニタリング方針では、証券会社について、①市場のゲートキーパーとしての役割の発揮による市場の公正性の確保への積極的貢献、②金融仲介機能の発揮による成長企業の資金調達支援、③家計の安定的な資産形成促進の担い手としての資産所得倍増プランの実行への貢献、④仕組債等の高リスクの金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、法令・自主規制規則等に則っているかのモニタリング、⑤プロダクトガバナンス⁴の強化を含む顧客本位の業務運営の取組みの深化、⑥不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含む実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢の構築、⑦競争環境の変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルのあり方について経営陣を含めた深度ある対話等の促進、⑧（グローバルな事業展開をしている大手証券会社について）海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた具体的な戦略・

⁴ 「金融機関が組成・販売する商品について、①組成・販売に当たって、期待リターンが投資家の負担するコストやリスクに見合ったものとなっているか等を検証し、②組成・販売後もコストやリスクに見合うリターンを提供できているか等を定期的に検証するなど、個別商品ごとに品質管理を行うこと。」と定義されています。

Client Alert - Financial Sector

施策やその取組状況、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況に係るモニタリング等の視点が示されています。

こうした視点は、基本的には、2023年8月1日に公表された「[令和5事務年度 証券モニタリング基本方針](#)」において示された視点と基本的に通底します。

(2) 「令和5事務年度 証券モニタリング基本方針」の公表

証券取引等監視委員会は、2023年8月1日、「[令和5事務年度 証券モニタリング基本方針](#)」（以下「本証券モニタリング基本方針」といいます。）を公表しました。

本証券モニタリング基本方針は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」といいます。）を取り巻く環境及び2023年1月27日に公表された「[第11期中期活動方針](#)」において、リスクベースアプローチに基づく証券検査の継続や投資者被害事案に対する積極的な取組を掲げていることを踏まえ、令和5事務年度（2023年7月1日～2024年6月30日）における、金商業者等に対する法令上の検査その他のモニタリング（証券モニタリング）の主な検証事項を示しています。

令和5事務年度においては、以下の事項が主な検証事項として挙げられており、今後、これらの事項に対しては特に重点的にモニタリングが行われることが見込まれるため、関係各業者においては、下記の事項に対する一層の点検が求められます。

（傍線部は2022事務年度からの変更点）

業態横断的な検証事項

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築・顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況
- ② デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
- ③ サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の充分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む。）の対応状況
- ④ AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

規模・業態別の検証事項

大手証券会社グループ

- ① 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況
- ② 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況

Client Alert - Financial Sector

<ul style="list-style-type: none"> ③ <u>不正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況</u>⁵ ④ 営業店における営業実態の確認及び検査 ⑤ 銀証連携ビジネスの推進を踏まえた顧客情報管理態勢の整備状況⁶
<p>外国証券会社</p>
<ul style="list-style-type: none"> ① グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢 ② システムリスク管理態勢の整備状況等 ③ 国内金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況
<p>ネット系証券会社</p>
<ul style="list-style-type: none"> ① サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ② 金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等のビジネスモデルを踏まえた外部委託先の管理態勢、委託手数料無料化の動きもある中、新規口座開設数の急増や取引量に応じた実効的な売買管理態勢をはじめとした内部管理態勢の整備状況
<p>準大手証券、地域証券会社（地域銀行系証券会社を含む。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ① <u>不適切な投資勧誘等、投資者保護の観点から問題のある行為が認められていることから、適合性の原則への対応等が図られているかの検証</u> ② 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢⁷
<p>外国為替証拠金取引業者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ① サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ② 広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況⁸
<p>投資運用業者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ① 運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む。）、利益相反管理態勢の整備状況等
<p>投資助言・代理業者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ① 顧客に誤解を生じさせる広告手法や、虚偽の説明による勧誘行為等の投資者保護上問題のある行為の有無

⁵ この項目は、「売買審査態勢を含む業務運営態勢に不備が認められたことを踏まえ」て追加されています。

⁶ 2022 事務年度においては、「銀証ファイアーウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等の整備状況」が掲げられていました。

⁷ 昨事務年度の検証事項であった「グループ内の登録金融機関から顧客紹介等を受けて仕組債を販売している証券会社について、銀証連携による販売管理態勢」は、今事務年度は挙げられていません。

⁸ 昨事務年度の検証事項であった「昨今の為替相場における急激な変動も踏まえた、リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況」は、今事務年度は挙げられていません。

Client Alert - Financial Sector

第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者
① 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目し、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じた検証 ⁹
金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先
① 金融商品仲介業者について、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性についての検証
② 登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリング

(3) 令和5年版「証券モニタリング概要・事例集」の公表

証券取引等監視委員会は、2023年8月、令和5年度版「[証券モニタリング概要・事例集](#)」（以下「本証券モニタリング概要・事例集」といいます。）を公表しました。

本証券モニタリング概要・事例集は、金商業者等の法令等遵守態勢及び内部管理態勢の改善・向上に資することを目的に、令和4事務年度（2022年7月1日～2023年6月30日）に関する、金商業者等に対する検査を通じて把握した問題点等を紹介しています。

令和4事務年度における主な検証事項は、2022年8月2日に公表された「[令和4事務年度 証券モニタリング基本方針](#)」に挙げられたとおりであり、令和4事務年度における検査の状況は以下のとおりとされています。

- 検査への着手：63者
- 検査の完了：52者（前事務年度からの継続分を含む。）
- 勧告等：7者
- 問題点の通知：25者

これらの勧告・通知事例については本証券モニタリング概要・事例集において、一部、その概要が紹介されています。

(4) 特別金融商品取引業者に係る「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表

金融庁は、2023年9月1日、「[金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）](#)」等の一部改正について公表しました。

この改正は、特別金融商品取引業者¹⁰に係る各種連結規制においてIFRS等に対応できるようにするための改正及び第一種金融商品取引業者及び登録金融機関が提出す

⁹ 昨事務年度の検証事項であった「第二種金融商品取引業者による貸付型ファンドの取得勧誘に関して、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等」は、今事務年度は挙げられていません。

¹⁰ 総資産1兆円超の第一種金融商品取引業者をいいます（金商法57条の2第1項等）。

Client Alert - Financial Sector

る「関係会社に関する報告書」について、報告対象となる関係会社を有しない場合は提出を不要とする改正を行うものです。

同改正に関するパブリックコメントの募集期間は 2023 年 10 月 2 日までとされており、同パブリックコメントの終了後、所要の手続きを経て公布・施行されることとされています。

(5) 日証協・資産流動化債権に関する「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の一部改正

日本証券業協会（以下「日証協」といいます。）は、2023 年 7 月 18 日、[「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の一部改正](#)について公表しました。同改正においては、[「社債等の私募等の取扱い等に関する規則」](#)の制定から 5 年が経過し、資産流動化債権について企業金融型に類似する商品の発行事例がみられるようになってきていること等を踏まえ、[「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」](#)での検討結果を踏まえた同規則の改正が行われるものとされています。

ここでは、資産流動化債権の私募等の取扱いに関する適切な審査・モニタリングが実施されるよう、以下の改正事項が掲げられています。

- (1) 日証協による照会・事情聴取・資料徴求に関する定めの新設
- (2) 資産流動化債権の定義（「資産を流動化するスキームを用いて発行される債券」）の明確化
- (3) 特定投資家に対する一定の投資勧誘が行われる新株予約権付社債に関する審査規定等対象社債券からの除外
- (4) 証券化商品等を裏付資産とする場合、裏付資産等に関する審査・モニタリングを行うことの明確化
- (5) 審査項目（裏付資産の譲渡の法的有効性、自社等が裏付け資産の現保有者である場合のスキームの合理性及び利益相反関係への対応策・実質的なリスクの帰属先となる事業者の経営・財務の状況等）の追加
- (6) モニタリング項目（実質的なリスクの帰属先となる事業者の経営・財務の状況等）の追加
- (7) 顧客への情報提供項目（裏付資産の譲渡の法的有効性、自社等が裏付け資産の現保有者である場合のスキームの合理性及び利益相反関係への対応策・実質的なリスクの帰属先となる事業者の経営・財務の状況等）の追加

同改正案のパブリックコメントの募集期間は 2023 年 8 月 16 日に終了していますが、本レター執筆時点においてその結果は公表されておらず、その公表が待たれます。

Client Alert - Financial Sector

(以上、4. 証券（一種、二種、金融仲介）について）

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 富永 喜太郎
☎ 03-6213-8117
✉ yoshitaro.tominaga@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）

(1) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表

[Client Alert - Financial Sector 2023年1月号 \(Vol.4\)](#)でお知らせしたとおり、金融庁は、2022年12月23日付にて、[「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の一部改正案](#)を公表し、パブリックコメント手続きを実施していましたが、2023年8月1日付にて、その結果が公表されました。

本改正は2022年6月22日に公表された[金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理](#)にて指摘された、投資助言業の兼業に係る環境整備の提言を踏まえたものであり、具体的には、以下の点が改正されます。

- ① 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員兼任者について、登録申請書の重要な使用人（分析者等）としての記載を不要とする。但し、一定の管理体制の整備が求められる。
- ② 投資顧問契約及び投資一任契約の契約締結前交付書面の記載事項として、分析者等・助言者・投資判断者の氏名の代わりに、部署名を記載することを許容する。但し、一定の回答体制の整備が求められる。
- ③ 投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止（金融商品取引法41条の5）に関し、第一種金融商品取引業者が行う金銭の貸付け及びその代理・媒介について、適用除外規定を追加する。
- ④ 法定帳簿の1つである「助言の内容を記載した書面」について、音声による記録を許容する。

同時に改正された監督指針では上記改正に関する留意点が示されています。また、監督指針の改正案で示された「助言の内容を記載した書面」の記載事項に関しては、パブリックコメントを踏まえて一部内容の変更が行われており、①「助言の内容を記載した書面」には、(i)助言日、(ii)助言を行った者、(iii)相手方である顧客、(iv)銘柄及び売買の別（有価証券の価値、有価証券関連オプションの対価の額又は有価証券指標の動向を含みます。）を記載すること、②投資顧問契約に基づく助言を文書で行う場合

Client Alert - Financial Sector

には、当該文書の写し（助言内容を記録した電子媒体を含みます。）を保存すること、
③投資顧問契約に基づく助言を電子メール、SNS等インターネットを活用して行う場合には、顧客に提供した助言の内容を電子媒体に記録し、保存することが明確化されました。

パブリックコメント回答では、各改正事項に関する留意点等が回答されています。
本改正は、2023年8月15日から施行・適用されています。

(2) 2023 事務年度金融行政方針の公表

金融庁は、2023年8月29日、2023事務年度の金融行政における重点課題及び金融行政に取り組む上での方針を、「[金融行政方針](#)」として策定し、公表しました。

資産運用業との関係では、資産運用立国に向けた取組の推進として、①資産運用会社等の資産運用力の向上及びガバナンス改善・体制強化、②スチュワードシップ活動の実質化、③新規参入の支援拡充等を通じた競争の促進、④運用対象の多様化、⑤国際金融センターの実現に向けた情報発信等の強化・環境整備が掲げられています。

また、金融資本市場の活性化として、スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化等（上場ベンチャーファンドの活性化への取組等）が掲げられています。

(3) 金融庁「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表

[Client Alert - Financial Sector 2023年7月号 \(Vol.7\)](#)でお知らせしたとおり、金融庁は、2023年7月11日付にて、「[有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)」の一部改正案を公表し、パブリックコメント手続きを実施していましたが、同年9月6日付にて、[その結果](#)が公表されました。

インデックス型ETFについては、流動性供給のためのマーケットメイクに伴う空売り等の一定の類型について空売り規制の適用除外とされてきましたが、本改正では、特定の指標が存在しないETF（アクティブ運用型ETF）についても同様の取引環境を整えるべく、インデックス型ETFと同様の類型について、アクティブ運用型ETFについても空売り規制の適用除外とするものとされました。

パブリックコメントの結果、改正案に変更はなく、本改正は、本年9月7日から施行されています。

なお、アクティブ運用型ETFについては既に数銘柄が東証に上場し、運用を開始しています¹¹。

（以上、5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）について）

¹¹ <https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/etf-outline/05.html>

Client Alert - Financial Sector

カウンセラー 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

6. バンキング、ストラクチャードファイナンス

(1) 「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」において重視されている
ファイナンス手法

2023年7月28日、「[脱炭素成長型経済構造移行推進戦略](#)」が閣議決定されました。これはGX実行会議における議論の成果を踏まえて定められたもので、内容は日本のGX戦略全般にわたりますが、ファイナンス手法との関係では、今後10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するためには、「GX経済移行債」による国の支援と併せて、民間金融機関や機関投資家等による積極的なファイナンスが必要となる旨が強調されている点が注目されます。

具体的な方策としては以下の項目が挙げられています。

- (1) GX分野における民間資金の呼び込みとして、①グリーン・ファイナンスの国内市場発展のために必要な環境を整備すること、②ファイナンスド・エミッションに関する国際的な議論も踏まえつつトランジション・ファイナンスが積極的に評価されるための枠組みを検討すること
- (2) ブレンデッド・ファイナンス（公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法）を開発・確立すること
- (3) ①グリーンウォッシュが懸念されるESG投信について、2023年に策定した監督指針を通じ、グリーンやトランジションの客観性確保等を図ること、②金融機関による企業の脱炭素化支援を推進すること、及び③インパクト投資等により脱炭素化に向けたイノベーションへの資金供給等を促すこと、を含めたサステナブルファイナンス推進策を進めること

上記を含めたファイナンス分野におけるGXの動きは、今後も加速していくことが予想されます。

（以上、6. バンキング、ストラクチャードファイナンスについて）

シニア・アソシエイト 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

7. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

(1) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果

金融庁は、2023年8月9日、[「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果](#)を公表しました。

第三者型前払式支払手段発行者について、一事業者が複数の第三者型前払式支払手段を発行している場合、全ての第三者型前払式支払手段の発行額を合算し、加盟店数も合算して指定基準の該当性を判断するとの回答がされています。

（以上、7. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業について）

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

8. 暗号資産・ステーブルコイン

(1) 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」等の一部改正（案）の公表について

金融庁は、2023年9月6日に、[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」等の一部改正案](#)を公表しました。

改正案では、主に、①暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者（以下「暗号資産交換業者等」といいます。）が海外親会社等を有する場合の当該暗号資産交換業者等による情報開示及び検査・監督上の対応並びに②親会社を含めたグループ会社（以下「親会社等」といいます。）と共通の暗号資産や電子決済手段に関する取引のシステムや利用者財産管理のシステムを利用してサービスを提供する場合の措置といった2点について改正が行われています。

具体的には、

- ・暗号資産交換業者等が海外親会社等を有する場合に、海外親会社等に適用される現地の法令等が当該暗号資産交換業者等に影響を与える可能性があることから、グループの状況やそれに伴うリスクについて、あらかじめ利用者に開示すること
- ・帳簿書類を電子媒体で保存する場合の管理態勢の整備を行うこと

Client Alert - Financial Sector

- ・暗号資産交換業者等が親会社等と共通の暗号資産や電子決済手段に関する取引や利用者財産管理のシステムを利用してサービスを提供する場合、親会社等の経営上の理由により当該システムが利用できなくなった場合等に備えて、顧客資産の保全や返還のために態勢の整備を行うこと

等が求められています。

改正案に関するパブリックコメント手続きは2023年10月6日までとされており、同パブリックコメントの終了後、所要の手続きを経て公布・施行されることとされています。

(以上、8. 暗号資産・ステーブルコインについて)

カウンセル 白根 央

☎ 03-6266-8917

✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 尾登 亮介

☎ 03-6266-8970

✉ ryosuke.onobori@mhm-global.com

9. データ・セキュリティ

(1) 経済産業省：「ソフトウェア管理に向けた SBOM (Software Bill of Materials) の導入に関する手引」の策定

経済産業省は、2023年7月28日、「[ソフトウェア管理に向けた SBOM \(Software Bill of Materials\) の導入に関する手引](#)」を公表しました。この手引きは、「[サイバー・フィジカル・セキュリティ確保に向けたソフトウェア管理手法等検討タスクフォース](#)」における検討結果を踏まえたものです。

製品に使用されているソフトウェアに対するセキュリティ上の脅威が増大している一方で、製品にはコンポーネントを含め多種多様なソフトウェアが含まれており、それを全て把握することが困難という課題があります。近年では、2021年12月にJavaベースのオープンソースのロギングライブラリである「Apache Log4j」に関する脆弱性が発見され、国内でも大きな影響がありました。

こうした背景もあり、ソフトウェアの脆弱性対応及びライセンスの管理のため、ソフトウェア部品表とも呼ばれる SBOM (Software Bill of Materials) を用いた管理手法が注目されています。この手引きは、SBOM のメリットや導入に当たって認識／実施すべきポイントをまとめたものです。

SBOM は、ソフトウェア業界はもちろん、自動車業界や医療業界でも活用の検討が進んでおり、2023年3月31日、厚生労働省通知「[医療機器のサイバーセキュリティ導入に関する手引書の改訂について](#)」に添付された「医療機器のサイバーセキュリティ

Client Alert - Financial Sector

導入に関する手引書（第2版）」においても、SBOMの取扱いに関する記述がありません。

今後、法令に基づく義務としてSBOMの作成とされる可能性がありますので、SBOMを取り巻く制度については今後も注目が必要です。

(2) 個人情報保護委員会：「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集

個人情報保護委員会は、2023年9月14日、「[「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」等に関する意見募集](#)」を開始しました（意見募集の期間は2023年10月13日まで）。意見募集の対象になっているのは、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「個情法施行規則」といいます。）や個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（以下「ガイドライン通則編」といいます。）等の一部改正案です。

主要な改正点の一つは、個人情報の保護に関する法律26条に基づき漏えい等報告及び本人通知が必要となる報告対象事態（個情法施行規則7条）に関するものです。今回、同条3号の「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」（典型例はサイバー攻撃等）について、「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」と改正する案が示されています。

ガイドライン通則編改正案の3-5-3-1では、報告を要する事例として、「個人情報取扱事業者のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、ユーザーが当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該個人情報取扱事業者が、当該ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき」等が追加されています。これを見る限り、今回の改正案においては、いわゆるWebスキミング（ECサイト等を改ざんし、利用者が入力した個人情報を、ECサイト運営者ではなく、改ざんを実施した攻撃者等に送信させる行為）について、これをECサイト運営者による個人データの漏えい等と捉えることに主眼があるようです。但し、個情法施行規則の改正案の文言上は、かなり広い範囲の行為が捕捉されかねないため、どこまで範囲が拡大し得るかという点について留意が必要と考えられます。

Client Alert - Financial Sector

(以上、9. データ・セキュリティについて)

カウンセル 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

アソシエイト 塩崎 耕平

☎ 03-5293-4860

✉ kohei.shiozaki@mhm-global.com

10. サステナビリティ

(1) IOSCO による ISSB のサステナビリティ関連財務情報開示基準の エンドースメント

証券監督当局の国際機関である証券監督者国際機構 (IOSCO) は、2023 年 7 月 25 日、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) のサステナビリティ関連財務情報開示基準である IFRS S1 号及び IFRS S2 号をエンドースすることを決定した旨の[プレスリリース](#)を公表しました。

同プレスリリースによれば、この決定によって IFRS S1・S2 号は「資本市場がサステナビリティ関連財務情報の利用を進展させるためのグローバルフレームワークとして、またグローバルに統合された金融市場が関連するサステナビリティのリスクと機会を正確に評価することを支援するためのグローバルフレームワークとして適切である」と認められ、IOSCO 加盟国は、各国における「一貫性を持った比較可能な気候変動その他のサステナビリティに関する開示」の検討にあたり、IFRS S1・S2 号を採用・適用し又はこれを参考にすることが要請されます。

このエンドースメントは、金融庁及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) における日本版のサステナビリティ開示基準の検討にも大きな影響を及ぼすものと考えられ¹²、我が国における議論の進展が一層注視されます。

(2) ISSB による「アジェンダの優先度に関する協議」

ISSB では、2023 年 5 月 4 日、[「アジェンダの優先度に関する協議」](#) (原文: [Request for Information Consultation on Agenda Priorities](#)) を公表し意見の募集を開始しており、これに対して、2023 年 8 月 31 日、金融庁は[「国際サステナビリティ基準審議会 \(ISSB\) による『情報要請 アジェンダの優先度に関する協議』へのコメントレター」](#)を発出しています。

¹² 例えば、金融庁が 2022 年 12 月 7 日に公表した[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告](#)においては、「なお、会計基準設定主体の要件の一つに『国際的収れん』が挙げられているが、サステナビリティ開示に係る基準設定主体の場合は、国際的にサステナビリティ開示に係る基準開発が行われることとなった背景に国際的な比較可能性の確保があることを踏まえ、例えば『国際的な整合性』の観点から継続的な基準開発を行うという要件とすることが考えられる。」との考え方が示されています。

Client Alert - Financial Sector

この意見募集は、今後2年間にわたるISSBにおける作業計画について、(i)ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス、(ii)どのサステナビリティ事項（トピック、産業及び活動を含む。）を優先すべきか並びにISSBの作業計画に追記すべきかについての評価基準の適切性、並びに(iii)ISSBの作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトのリスト案に関する見解を求めることを目的として行われたもので、これらの目的に関連する8個の質問が投げかけられたものです。

これに対して、金融庁のコメントレターは、人的資本の開示を推進することは市場の高いニーズに応えるものであること、人的資本に関する開示を推進することは、気候変動に関する専門知識を有する人的資本を強化することはIFRS S1/S2号の実施にも資する取り組みであること、人的資本について深掘りすることは、ISSBの基準を「気候変動を優先しつつ、気候変動だけではない」基準とするために重要であること等を理由に、人的資本に関するプロジェクトを優先することを提案しています。

この意見募集及びこれに対する意見の応募並びにその結果は、今後のサステナビリティに関する開示基準の策定に向けて大きな影響を及ぼし得るものであり、ISSBによる意見募集の結果公表に向けた検討が注目されます。

(3) ブルーボンドに関する国際的ガイダンスの公表

世界銀行グループの国際金融公社（International Finance Company, IFC）は、国際資本市場協会（International Capital Market Association, ICMA）等を含む4の国際機関と共同して、2023年9月6日、「[持続可能なブルーエコノミーへの出資に係る社債発行に関する国際的な実務ガイダンス](#)」（[a global practitioner's guide for bonds to finance the sustainable blue economy](#)）を公表しました。

このガイダンスは法的拘束力を有するものではありませんが、市場参加者に対してブルーボンド¹³のオフリングに関して、明確な基準、実務指針、実例を提供することを目的とするものであり、その内容は、(i)ブルーボンドの分類及び適格基準の明確化、(ii)ブルーボンドに関するKPIの提案、(iii)直近の実例の照会、(iv)SDGs 14等の達成に向けた重要な資金需要の概要等を含むものとされています。

これらは、グリーンボンド等に関する既存のプリンシパル¹⁴を置き換えるものではなく、むしろこれらと併せて参照されるべきものとされているところ、これらのプリンシパルと同様に、ブルーボンドの発行に当たっては重要な指針を示すものとして、実務上必携の内容になることが予想されます。

¹³ ブルーボンドについて、同ガイドラインでは「海洋資源の持続可能な利用及び関連するサステナブルな経済活動にフォーカスしたグリーンボンド」（green bonds focused on the sustainable use of maritime resources and the promotion of related sustainable economic activities）と説明されています。

¹⁴ 同ガイドラインにおいては、ICMAが公表するGreen Bond Principles（GBP）、Social Bond Principles（SBP）、Sustainability Bond Guidelines（SBG）及びSustainability-linked Bond Principles（SLBP）が挙げられています。

Client Alert - Financial Sector

(以上、10. サステナビリティについて)

パートナー 宮田 俊
 ☎ 03-6266-8732
 ✉ suguru.miyata@mhm-global.com
 シニア・アソシエイト 平川 諒太郎
 ☎ 03-5223-7712
 ✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー [『セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STO での活用を中心に～』](#)

開催日時 2023 年 9 月 26 日（火）10:00～12:00

講師 石橋 誠之

主催 金融財務研究会
- セミナー [『NFT の法律実務と課題』](#)

開催日時 2023 年 9 月 26 日（火）18:20～20:05

講師 増田 雅史

主催 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻
- セミナー [『上場子会社・新規上場企業・創業者が知っておきたい金融商品取引法入門』](#)

開催日時 2023 年 9 月 27 日（水）15:00～17:00

講師 宮田 俊

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー [『メタバースの法律実務と課題』](#)

開催日時 2023 年 10 月 3 日（火）18:20～20:05

講師 増田 雅史

主催 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻
- セミナー [『第 5212 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ベンチャー・キャピタル／プライベート・エクイティ・ファンドの組成及び契約実務ー特定投資家制度や LLP を GP とするスキームに関連する改正といった最新トピックを含め、投資家側の着眼点も交えて詳説ー』](#)

開催日時 2023 年 10 月 6 日（金）13:30～16:30

講師 中野 恵太

Client Alert - Financial Sector

- 主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー [『Web3・メタバース領域とソフトロー』](#)
開催日時 2023年10月10日（火）18:20～20:05
講師 増田 雅史
主催 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻
- セミナー [『Web3 領域における海外規制動向』](#)
開催日時 2023年10月17日（火）18:20～20:05
講師 増田 雅史、尾登 亮介
主催 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻
- セミナー [『Web3・メタバースの政策動向と将来展望』](#)
開催日時 2023年10月24日（火）18:20～20:05
講師 増田 雅史
主催 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻
- セミナー [『第5228回金融ファクシミリ新聞社セミナー「上場企業エクイティ・ファイナンス 基礎からの徹底講座」』](#)
開催日時 2023年10月31日（火）13:30～15:30
講師 宮田 俊
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー [『第5218回金融ファクシミリ新聞社セミナー「IPOに向けた準備の全体像とポイント～IPO前のファイナンスやアンダープライシング問題、その他の近時トピックも～」』](#)
開催日時 2023年11月8日（水）9:30～11:30
講師 石橋 誠之
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー [『金融機関における ChatGPT を含む生成 AI（ジェネレーティブ）活用の法律実務～利用態様を踏まえ、基礎から実務上のポイントまで詳説～』](#)
開催日時 2023年11月24日（金）9:30～12:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社セミナーインフォ

Client Alert - Financial Sector

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 論文 「Q&A 生成 AI をめぐる法的問題点 基礎・仕組み・有用性・限界を解説」
掲載誌 月刊金融ジャーナル Vol.64 No.9
著者 田中 浩之

- 論文 「Global Legal Insights - Fintech 2023 - Vietnam Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights - Fintech 2023 5th Edition
著者 西尾 賢司、ハ・ティ・ヅウン、ニルマラン・アミルタネサン（共著）

- 論文 『ゼロからわかる生成 AI 法律入門』
掲載誌 月刊公正取引 No.871
著者 増田 雅史、輪千 浩平（編著）
増田 雅史、輪千 浩平、上村 哲史、田中 浩之、篠原 孝典、上田 雅大、北山 昇、加藤 瑛子、田野口 瑛、堺 有光子、佐藤 真澄、瀧山 侑莉花、榑良 拓、松井 佑樹（共著）

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **ジャカルタオフィス移転のお知らせ**
森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィス*（*提携事務所）は、この度、2023年7月25日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

Treasury Tower 2F, SCBD, Lot 28 District 8,
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Senayan, Kebayoran Baru,
Jakarta Selatan, Jakarta 12190, Indonesia
TEL : +62-21-3020-0222

※オフィスの TEL に変更はございません。

業務開始日：

2023年7月25日（火）

- **IFLR1000 2023 にて高い評価を得ました**
当事務所と当事務所の弁護士が以下の通り高い評価を受けております。
さらにシンガポール、タイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）及びベトナムにおいても以下の分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。

Client Alert - Financial Sector

分野

JAPAN

Tier 1

Banking、Capital markets : Debt、Capital markets : Equity、Capital markets : Structured finance and securitisation、M&A、Private equity、Project development、Project finance

THAILAND

Tier 1

Banking and finance、Project development

Tier 2

M&A、Restructuring and insolvency

Tier 3

Capital markets : Debt、Capital markets : Equity

MYANMAR

Tier 2

Financial and corporate

Tier 3

Project development

VIETNAM

Active

Financial and corporate

弁護士

<Practice Area>

JAPAN

・ Banking

Market leader: 前田 博、佐藤 正謙 / Highly regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 文士、青山 大樹、根本 敏光 / Notable practitioner: 竹野 康造、丸茂 彰、植田 利文

・ Banking and finance

Rising star partner: 白川 佳、松田 悠希

・ Capital markets

Market leader: 鈴木 克昌 / Highly regarded: 武川 文士

Client Alert - Financial Sector

・ Capital markets -Debt

Highly regarded: 箱田 英子、安部 健介、田井中 克之／Notable practitioner: 藤津 康彦

・ Capital markets -Equity

Highly regarded: 安部 健介、尾本 太郎、石橋 誠之／Notable practitioner: 天野園子、宮田 俊／Rising star partner: 佐伯 優仁、五島 隆文／Rising star: 繁多 行成

・ Capital markets - Structured finance and securitisation

Market leader: 佐藤 正謙／Highly regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、小林 卓泰、江平 享、根本 敏光／Rising star partner: 倉持 喜史

・ REIT

Highly regarded: 尾本 太郎、根本 敏光

・ Investment funds

Notable practitioner: 三浦 健

・ M&A

Highly regarded: 河井 聡、棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、内田 修平、根本 敏光、松下 憲／Notable practitioner: 丸茂 彰、戸嶋 浩二、篠原 倫太郎、林 宏和、熊谷 真和、関口 健一、東 陽介

・ Private equity

Highly regarded: 棚橋 元、石綿 学、松下 憲／Notable practitioner: 林 宏和

・ Project development

Highly regarded: 小林 卓泰、岡谷 茂樹

・ Project finance

Market leader: 前田 博／Highly regarded: 小林 卓泰、武川 丈士、岡谷 茂樹、村上 祐亮／Notable practitioner: 島 美穂子／Rising star partner: 末廣 裕亮

・ Restructuring and insolvency

Highly regarded: 棚橋 元

SINGAPORE

・ Capital markets - Debt、Capital markets - Equity

Client Alert - Financial Sector

Highly regarded: トニー・グランディ

THAILAND

・ Banking

Market leader: ジェツサダー・サワッディポン / Highly regarded: ジョセフ・ティ
スティウオン、プラーニー・クリンラット、スパトラー・サターボンナーノン

・ Banking and finance

Notable practitioner: サランポーン・チャイアナン

・ Capital markets

Highly Regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク、タナナン・タマキアッ
ト

・ M&A

Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク、ヌアンポーン・ウェー
クスワナラック

・ Project development

Highly regarded: ジョセフ・ティスティウオン / Rising star partner: デイビット・
ベックステッド

・ Project finance

Market leader: ジェツサダー・サワッディポン / Highly regarded: ジョセフ・ティ
スティウオン、プラーニー・クリンラット、スパトラー・サターボンナーノン

・ Restructuring and insolvency

Notable practitioner: スパルーク・ラグサリゴーン / Rising Star Partner: ナ
ティー・シーラチャルアン

MYANMAR

・ M&A

Highly regarded: キンチョー・チー

・ Financial and corporate

Rising star: ニルマラン・アミルタネサン

Client Alert - Financial Sector

- ・ Project development

Highly regarded: キンチョー・チー／Rising star partner: 井上 淳／Rising star: ニルマラン・アミルタネサン

VIETNAM

- ・ M&A

Highly regarded: グエン・ゴック・フック／Notable practitioner: 西尾 賢司／
Rising star partner: ハ・ティ・ヅウン

<Industry Sector>

JAPAN

- ・ Automotive

Highly regarded: 箱田 英子、江平 享

- ・ Banking

Highly regarded: 諏訪 昇

- ・ Energy

Highly regarded: 小林 卓泰、武川 丈士

- ・ Financial services

Highly regarded: 諏訪 昇、箱田 英子

- ・ Industrials and manufacturing

Highly regarded: 箱田 英子

- ・ Insurance

Highly regarded: 河井 聡、江平 享、田井中 克之／Notable practitioner: 藤津 康彦

- ・ Investment management

Notable practitioner: 三浦 健

- ・ Mining、Natural resources、Oil and gas

Notable practitioner: 島 美穂子

- ・ Pharmaceuticals and life sciences

Highly regarded: 河井 聡、諏訪 昇、棚橋 元

Client Alert - Financial Sector

- ・ Real estate

Highly regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、尾本 太郎、江平 享、岡谷 茂樹、根本 敏光、田井中 克之／Notable practitioner: 藤津 康彦

- ・ Social infrastructure、Transport、Utilities

Market leader: 前田 博

- ・ Technology and telecommunications

Highly regarded: 棚橋 元

THAILAND

- ・ Automotive

Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク

- ・ Energy

Market leader: ジェッサダー・サワッディポン／Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク、プラーニー・クリンラット、スパトラー・サターポンナーノン

- ・ Natural resources

Highly regarded: スパトラー・サターポンナーノン

- ・ Oil and gas

Market leader: ジェッサダー・サワッディポン

- ・ Real estate

Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク、プラーニー・クリンラット

- ・ Utilities

Market leader: ジェッサダー・サワッディポン

MYANMAR

- ・ Energy

Highly regarded: キンチョー・チー

➤ [児玉 みさき 弁護士が入所しました](#)

Client Alert - Financial Sector

▶ ニューヨークオフィス業務開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2023年9月6日より、ニューヨークオフィス（正式名称：Mori Hamada & Matsumoto NY LLP）を開設し、業務を開始いたしました。

ニューヨークオフィスには、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーな競争法案件や不正調査・危機管理対応、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務にとりわけ精通しています。また、シニア・アソシエイトの須納瀬 史也 弁護士および川本 健 弁護士も常駐いたします。

当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件について、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりました。米州・米国は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、巨大なリーガル市場を抱え、法的リスクもひと際大きい市場の一つといえます。とりわけニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、当事務所のニューヨークオフィスを通じて、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスは、当面、仮オフィスにて業務を行い、2023年末を目途に、本オフィスに移転する予定です。本オフィス移転時には改めてご案内させていただきます。